

# 第24回教育委員会

平成28年12月27日  
午後2時  
本庁舎屋上会議室

## 議案

議案第176号 大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第177号 大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 176 号

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年大阪市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「(介護休暇)」を「(介護休暇)、第 16 条の 2 (介護時間)」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
規則（抄）

（週休日の振替等）

第6条 条例第3条第1項ただし書（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の週休日）、条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により教育委員会が行なうことができる」とされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、**第16条の2（介護時間）**及び第17条（臨時的任用職員の休暇）の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長が、これを行なう。

## 議案第 177 号

### 大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 7 年大阪市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項第 1 号中「小学校就学の始期に達しない子」を「小学校就学の始期に達しない子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員等が当該職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員等が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員等に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が定める者を含む。」に改める。

第 9 条第 1 項中「小学校就学の始期に達しない子」を「小学校就学の始期に達しない子（民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が定める者を含む。以下同じ。）」に、「別に定める者」を「定める者」に改め、同条第 3 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

同条第 10 項に次の 2 号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ第 7 項又は第 8 項に規定する職員に該当しなくなった場合

同条第 14 項中「第 3 項第 4 号、第 7 項並びに」を「第 3 項第 3 号から第 5 号まで、第 10 項第 3 号から第 5 号まで並びに」に、「小学校就学の始期に達しない子」を「小学校就学の始期に達しない子（民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が定める者を含む。以下同じ。）」に改め、「、同項第 3 号中「子」とあるのは「被介護人」と」を削り、「前項第 1 号から第 3 号まで」を「前項第 1 号又は第 2 号」に、「「第 3 項第 1 号から第 3 号まで」と」を「「第 3 項第 1 号又は第 2 号」と、第 7 項中「3 歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と」に、「前項各号」を「前項第 1 号又は第 2 号」に、「第 10 項各号」を「第 10 項第 1 号又は第 2 号」に改める。

第 12 条の見出し中「休暇」を「休暇の種類」に改め、同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 16 条第 2 項中「教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則（平成 7 年大阪市教育委員会規則第 9 号）」を「教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則（平成 7 年大阪市教育委員会規則第 9 号。以下「支給規則」という。）」に、「同規則」を「支給規則」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員等が被介護人の介護をするため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該被介護人に係る前条第1項の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、支給規則第4条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、支給規則第3条に規定する1時間当たりの給与額を減額する。

第17条中「及び第4項」を「（同条第4項において準用する場合を含む。）」に、「並びに第16条」を「、第16条及び第16条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(抄)

(育児を行う職員等及び介護を行う職員等についての特例)

第6条の2 第3条第2項から第4項まで及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員等の勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

(1) 小学校就学の始期に達しない子（**民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員等が当該職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）**であって、当該職員等が現に監護するもの、**児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員等に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が定める者を含む。）**のある職員等 当該子の養育

(2)－(3) 省 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 校長は、第3条第2項又は第4条第1項の規定により勤務時間を割り振る場合において、**小学校就学の始期に達しない子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）**であって、当該職員が現に監護するもの、**児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これら**

**に準ずる者として教育長が定める者を含む。以下同じ。)**のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができる、深夜において常時就業していない者であって、教育長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項から第3項まで及び第5項において同じ。）が、次項で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。

2 省 略

3 前項第1号の規定により請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)－(3) 省 略

**(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合**

(4) 省 略

(5)

4-9 省 略

10 前項第1号の規定により請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)－(3) 省 略

**(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の**

成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ第7項又は第8項に規定する職員に該当しなくなった場合

11-13 省 略

14 第1項から前項まで(第3項第4号、第7項\_\_\_\_\_、第10項第3号から第5号第3号から第5号まで

まで並びに第11項第1号及び第2号を除く。)の規定は、被介護人を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達しない子(民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が別に定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。))において常態として当該子を養育することができる、深夜において常時就業していない者であって、教育長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項から第3項まで及び第5項において同じ。)」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第2項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第3項第1号中「子が死亡した」とあるのは、「被介護人が死亡し、又は介護を必要としなくなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「被介護人と当該

請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「被介護人」と、第4項中「前項各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、第5項中「第3項各号」

#### 又は第2号

とあるのは「第3項第1号から第3号まで」と、第7項中「3歳に満たない子の

#### 又は第2号

ある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第8項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第9項中「前2項」とあるのは「第14項において準用する第8項」と、第9項第1号中「行わなければならない。この場合において、2以上の請求を行うときは、これらに係る期間が重複しないようにしなければならない。」とあるのは「行わなければならない。」と、第10項第1号中「子が死亡した」とあるのは「被介護人が死亡し、又は介護を必要としなくなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「被介護人と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「被介護人」と、第11項中「次の各号」とあるのは「前項各号」と、第12項中「前2項各

#### 第1号又は第2号

号」とあるのは「第10項各号」と読み替えるものとする。

#### 第1号又は第2号

### 15 省 略

#### (休暇の種類)

第12条 職員等の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇

#### 、介護休暇及び介護時間

とする。

#### (介護休暇)

## 第16条 省 略

2 介護休暇については、教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第9号。以下「支給規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規則第3条に規定する1時間当たりの給与額を減額する。

### （介護時間）

**第16条の2** 介護時間は、職員等が被介護人の介護をするため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該被介護人に係る前条第1項の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、支給規則第4条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、支給規則第3条に規定する1時間当たりの給与額を減額する。

### （臨時的任用職員の休暇）

第17条 臨時的任用職員の休暇については、別表第5に掲げるもののほか、第13条第3項及び第4項、第14条並びに第16条及び（同条第4項において準用する場合を含む。）

**第16条の2**の規定を準用する。この場合において、第13条第3項及び第4項、

### （同条第4項

第14条並びに第16条及び**第16条の2**中「職員において準用する場合を含む。）

等」とあるのは「臨時的任用職員」と読み替えるものとする。

## 大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

## 大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

### 1 改正の理由

大阪府において、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児支援・介護支援に係る規則改正が行われることから、府費負担教職員について規定の整備を行い、あわせて大阪府に準じて勤務条件制度を定めている市費負担教員等についても同様の改正を行う。

### 2 主な改正の内容

#### (1) 府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

介護時間の新設に伴い、処理が必要な休暇の対象に介護時間を追加する。

#### (2) 市費負担教員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

① 育児のための深夜勤務及び時間外勤務の制限・免除に係る子の範囲を拡大する。(第9条第1項関係)

② 介護のための時間外勤務の免除制度の新設に伴い、必要な改正を行う。(第9条第14項関係)

3歳未満の子のある職員が当該子を養育するために時間外勤務の免除の請求をした場合と同様に、被介護人のある職員が介護するために時間外勤務の免除の請求をした場合、原則、時間外勤務をさせてはならないものとする制度を新設する。

③ 介護時間が新設されることに伴い、必要な改正を行う。(第12条及び第16条の2関係)

職員が父母、子、配偶者の父母等(被介護人)の介護をするために、連続する3年の期間(当該被介護人に係る介護休暇取得期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(1日につき2時間を超えない範囲内)につき勤務しないことが相当であると認められる場合について休暇とする。

### 3 施行期日

平成29年1月1日